

免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出ていただくことで、更新期限後3か月間、運転及び更新が可能になります（※1）。

申出の受付は、令和3年12月28日をもって終了します。

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～令和3年12月28日までの間である方（※2）

- ※1 延長後の更新期限までに、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常^の更新^手続^を行^って^いた^だく^必要^があ^りま^す。
- ※2 既に更新期限を延長した方であっても、延長後の更新期限がこの期間中にある方については、再度延長を行うことができます。